

平成30年度和歌山県 主任介護支援専門員研修 開催要項

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整, 他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 実施機関 一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会

3. 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、別紙1「和歌山県主任介護支援専門員研修受講対象者について」のとおりとする。

国研修実施要綱が改正になり、平成 28 年度以降、受講地は介護支援専門員としての登録を行っている都道府県となりました。

については、「和歌山県以外の登録で、県内事業所にお勤めの方」は、「受講地変更」の手続きが必要となりますのでご注意ください。[\(詳しくはこちらをご確認ください\)](#)

4. 研修日程

<研修日数> 11日間

<研修場所> 和歌山市内(ビッグ愛等)を予定

※研修会場は、受講決定通知でお知らせします。

<実施日時>

	実施日(予定)
第1日目	平成30年10月11日(木)
第2日目	平成30年10月29日(月)
第3日目	平成30年11月16日(金)
第4日目	平成30年11月30日(金)
第5日目	平成30年12月 6日(木)
第6日目	平成30年12月19日(水)
第7日目	平成30年12月20日(木)
第8日目	平成31年 1月30日(水)
第9日目	平成31年 1月31日(木)
第10日目	平成31年 2月19日(月)
第11日目	平成31年 2月20日(火)

※研修時間は、10時30分から18時00分を予定していますが、一部19時終了となる予定です。

※日程は現時点での予定のため、変更が生じる場合もございます。予めご了承ください。詳細は、受講決定者に対し、改めてお知らせします。

5. 定員 90名

6. 受講申込 各事業所の長は、受講者をとりまとめの上、下記提出書類を申込先に郵送で提出してください。

(1) 提出書類

全員が提出する書類

- ・研修申込書(別紙2)
- ・居宅(施設)介護サービス計画書1～3又は、介護予防サービス支援計画表(別紙3参照)
- ・介護支援専門員証の写し
- ・次の研修修了証明書の写し
介護支援専門員 専門研修課程 I・II または実務経験者に対する介護支援専門員更新研修

別紙1の受講対象者別提出書類

別紙1の1又は4又は5に該当する者

- ・実務経験証明書(別紙4)

別紙1の2に該当する者

- ・実務経験証明書(別紙4)
- ・次のいずれかの研修修了証明書の写し
 - ①ケアマネジメントリーダー養成研修修了証明書の写し
 - ②日本ケアマネジメント学会認定ケアマネージャー認定書の写し

別紙1の3に該当する者

- ・在籍証明書

別紙1の6に該当する者

- ・市町村長受講推薦書(別紙5)
- ・(別紙1の5の期間を通算する場合)…実務経験証明書(別紙4)

(2) 提出先

一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛12F
※「主任介護支援専門員研修受講申込書在中」と記載してください。

(3) 提出期限 平成30年 6月29日(金)【必着】

7. 受講決定 受講決定通知は、**9月中旬**までに各事業所あて通知する予定です。
受講決定通知が届かない場合は、申込先に連絡してください。
※申込者が定員を超過した場合は、下記のとおり調整しますので、御了承願います。
- ①原則として1事業所1名とします。申込順やその他の条件を勘案し、受講決定をします。
 - ②事業所で複数名の申込みについては、上記①により定員に達しない場合のみ、申込順等の条件により受講決定をします。
8. 受講料 受講料は、**資料代を含め、67,500円**となる予定です。
金額及び納入方法は、受講決定通知時にお知らせします。

9. 修了証明書

(1)すべての研修課目を受講、修了したと認められた場合のみ交付します。

(2)欠席、遅刻、途中退席は原則として認めません。

※修了証の再発行はできません。保管に御注意下さい。

10. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書及び添付書類に記載された個人情報は、適正管理を行い当研修における運営管理以外の目的に利用することはありません。

11. 問い合わせ先 一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会 担当 雑賀・宮村
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛12F
TEL 073-421-3066 FAX 073-421-3067

12. その他

(1)実務経験証明書に記載する実務経験について

介護支援専門員の実務経験とは、下記の事業者又は施設において介護支援専門員としてサービス計画の作成に従事していたことをいいます。また、居宅介護支援事業所の常勤専従の管理者としての業務は、実務経験に該当します。

要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス事業者との連絡調整のみを補助的に行っていた場合等、サービス計画の作成を行っていなかった場合は実務経験に該当しません。

〔事業者又は施設〕

- ①指定居宅介護支援事業者
- ②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスに係る地域密着型サービス事業者
- ④基準該当居宅介護支援事業者
- ⑤介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)
- ⑥介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑧指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者
- ⑨地域包括支援センター

※実務経験の記載を偽るなどの不正が確認された場合は、受講決定を取り消します。

研修終了後に不正が確認された場合は、修了者名簿より削除しますのでご注意ください。

(2)主任介護支援専門員の研修を修了された方は、当会の介護支援専門員に係る各研修において講師を依頼することがありますので、御協力をお願いいたします。

(3)受講申込書ほか様式は、和歌山県介護支援専門員協会のホームページにも掲載しておりますので、活用ください。

和歌山県主任介護支援専門員研修の受講対象者について

標記研修の受講対象者については、居宅サービス計画等の提出により、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の1から6のいずれかに該当し、かつ、平成18年度以降に実施した専門研修課程Ⅰ及びⅡ又は平成20年度以降に実施した実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者（※1）とする。

- 1 専任（※2）の介護支援専門員として従事した期間が平成30年10月10日（研修第1日目の前日）時点で通算して5年（60か月）以上である者（但し、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- 2 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（但し、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- 3 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（※3）として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- 4 和歌山県が実施した次のいずれかの研修の講師、演習指導者を担当し、専任又は他の職を兼務する常勤の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である現任の介護支援専門員
研修：主任介護支援専門員更新研修（平成28年度以降実施）
更新研修（平成20年度以降実施）
実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び主任介護支援専門員研修（平成18年度以降実施分）
- 5 他の事業所と兼務しており、それらの事業所における専従の介護支援専門員としての勤務時間合計が、それらの事業所における常勤時間数の平均に達している場合で、その期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者。なお、1の期間を通算することができる。
- 6 地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員としての配置が確実に予定されている者で、地域包括支援センターにおいて、常勤として包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務している期間（介護支援専門員証が交付されている期間のみ算定可）が通算して5年（60ヶ月）以上であり、市町村長が推薦する者。なお、5の期間を通算することができる。

※1 実務経験者に対する介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）を、実務経験が3年未満で受講した者を除く。

- ※2 専任とは、常勤専従のこと。常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。専従とは、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。
- ※3 主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者のこと。